

(参考 1)

## 専修学校・各種学校の貸付対象について

専修学校（学校教育法第 124 条に規定する学校）及び各種学校（学校教育法第 134 条に規定する学校）への貸付については、下記に該当する学校が対象となりますので、ご注意ください。

### 1. 専修学校の対象要件

#### ①始期と終期

授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

#### ②学科の種類

職業に必要な能力の育成を主たる目的とする学科であること（受験予備校、通信制サポート校等は対象外）。

### 2. 各種学校の対象要件

#### ①修業期間

修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程があり、その修業期間がそれぞれ 1 年以上であって、一の課程に他の課程が継続する場合においては、これらの課程の修業期間を通算した期間を含む。）が 2 年以上であること。

#### ②授業時間

1 年間の授業時間数（普通科・専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程がある場合には、それぞれの授業時間数）が 750 時間以上であること。

#### ③教員数

教員数が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であり、教育上著しい支障がないと認められること。

#### ④始期と終期

授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

#### ⑤課程

機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量または経理に関する課程及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭または保育士の養成を行う課程。